

令和5年度 歳末たすけあいお見舞品対象者変更のお知らせ

1 歳末たすけあい見舞品配布事業とは

歳末たすけあい見舞品配布事業は、歳末たすけあい募金運動の一環で、地域で暮らす誰もが安心して新年を迎えられるよう、特に支援を必要としている区民に対し、お米等の見舞品を送る事業です。

2 配布対象変更について

これまで要介護者、障害者、ひとり親世帯の希望者へお見舞品をお届けしてまいりましたが、対象者の増加や物価・輸送費の高騰などに伴い、現行体制の維持が難しくなったため、令和5年度より配布対象者を変更いたします。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

令和4年度までの対象者

- ・介護保険の要介護3～5の方
- ・障害者手帳1～3級(度)の方
- ・ひとり親世帯(児童扶養手当受給者)の方

※施設入所者は対象外



令和5年度の対象者

生活支援相談窓口(福祉事務所内)にて生活・家計・仕事に関する困窮相談を受けている方

※生活保護受給世帯・区外在住・施設入所の場合は対象外

詳しくは、

- 社協だより 9月5日号(全戸配布) ●社協ホームページ
- こうとう区報 10月1日号、11月1日号 をご覧ください

【見舞品配布事業に関する問合せ先】

社会福祉法人江東区社会福祉協議会
福祉サービス課福祉サービス係

TEL : 3 6 4 7 - 1 8 9 8

FAX : 3 6 9 9 - 6 2 6 6

本事業に関する福祉事務所へのお問合せはご遠慮願います